

岩手県告示第799号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり使用の手続の開始をする旨起業者岩手県から申立てがあった。

平成27年10月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 一般国道397号改築工事（小谷木橋工区）及びこれに伴う附帯工事
- 2 使用の手続を開始する起業地 岩手県奥州市水沢区真城字中河原及び字明神堂地内並びに字中河原地先河川敷地
- 3 使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 奥州市役所